

## 茨城県一般廃棄物分別収集区分に関する指針

茨城県生活環境部廃棄物対策課

### 1 指針の目的

本県では、環境と経済が調和した「循環型社会の形成」を進めることを基本理念とし、平成23年4月に、第3次茨城県廃棄物処理計画を策定しました。

この計画では、一般廃棄物の再生利用率の向上が、最も重要な課題と位置付け、平成27年度目標を、現状より約5ポイント増の23%と定め、重点施策としてごみの分別収集の徹底を掲げました。

この指針は、本県における適正な分別収集区分を策定することにより、市町村において、全国と比べて再生利用率が低い紙類、プラスチック類の分別収集を進め、一般廃棄物の減量化及びリサイクルの促進を図り、一般廃棄物の排出抑制及び再生利用を推進していくことを目的とします。

### 2 分別収集の現況・課題

- ・県内市町村における分別収集区分は、排出段階において、最少4区分、最多17区分と大きな差が生じています。施設分別(混合ごみとして収集した後に市町村等が実施)を含めた最終段階においては、最少10区分、最多19区分となっています。
- ・品目別では、紙製容器包装の分別を行っているのは6団体、プラスチック製容器包装は11団体、白色トレイは12団体、金属類は7団体にとどまっており、これらの分別を進める必要があります。
- ・また、一部の市町村等では、多くの市町村等が実施している新聞紙、段ボール又はペットボトルの分別収集を実施していないため、リサイクルシステムが確立しているこれらの項目については、分別を徹底していく必要があります。

### 3 分別収集区分

市町村が目標とすべき分別収集区分は、別表に示すとおり施設分別を含めた最終段階で23区分とします。

各市町村におかれては、これに基づき、各々の状況を踏まえて段階的に区分を増やし、ごみの分別収集を推進していただきますようお願いいたします。

### 4 住民の皆様への周知

分別収集区分の拡大に当たっては、排出者である住民等の理解と協力を得ることが不可欠であることから、分別の必要性等について十分な説明と情報提供を行い、段階的に取り組んで行く必要があります。

また、円滑な分別収集を図るため、従来のごみカレンダーやホームページ等に加えて、住民が分別排出したごみが、どこでどのようにリサイクルされているかなどについて適切に住民に周知することが重要です。

## 別表

## 一般廃棄物分別収集区分

分別収集区分		具体例	注意点	
資源回収ごみ	容器包装ごみ	1 スチール製容器	スチール缶	中味を使い切り，軽く水洗いをして汚れが付着・混入しないようにする。
		2 アルミ製容器	アルミ缶	
		3 無色のガラス製容器	びん，コップ，皿（無色）	
		4 茶色のガラス製容器	びん，コップ，皿（茶色）	
		5 その他のガラス製容器	無色，茶色以外のびん，コップ，皿	
		6 飲料用紙製容器	牛乳パックなど（アルミが使用されていない物）	
		7 段ボール	段ボール製の箱，中仕切り	
		8 紙製容器包装	お菓子の紙箱，包装紙，アルミが使用された飲料用紙パック	
		9 ペットボトル	飲料用，醤油，調味料のペットボトル	
		10 プラスチック製容器包装	卵パック，シャンプーの容器，お菓子の袋，ペットボトルのキャップ	
		11 白色トレイ	食品トレイ（白色のみ）	
資源ごみ	12 新聞紙	古新聞，チラシ	6,8の紙製容器包装との区分の注意	
	13 雑誌類			
	14 雑がみ			
	15 布類	古着，古布		
	16 金属類	鍋，フライパン		
バイオマスとしてのごみ	17 剪定枝			
	18 生ごみ			
	19 廃食用油			
20可燃ごみ		紙おむつ，革製品		
21不燃ごみ		割れたガラス，陶器		
22粗大ごみ		家具，ふとん，自転車		
23その他専用処理のためのごみ		乾電池，蛍光管，小型家電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素材別に排出源で分別</li> <li>・性状に見合った再生利用又は適正処分</li> </ul>	